

# 出演と契約に関するガイドライン

## I. 肖像財産権（パブリシティ権）について

肖像には本人に無断で撮影をされない、撮影された肖像を無断で使用されないという権利が判例上認められています。これを人格権としての肖像権といいます。更に、著名人等の肖像には、顧客吸引力、経済的価値（商業的な利用価値）があることから、これを法的に保護する為、無断で商業目的に使用されない、という権利も判例上認められています。これを財産権としての肖像権（肖像財産権 = パブリシティ権）といいます。以下では人格権としての肖像権を「肖像権」と、財産権としての肖像権を「肖像財産権（パブリシティ権）」と記載することにします。

（以下では、モデル・タレント・コンパニオン・役者・演者を「実演家」と記載します。）

実演家についても、肖像を商品の宣伝や販売促進に使用させ、その対価を取得することが経済活動として成り立っているのは、そこに顧客吸引力 = 経済的価値（商業的な利用価値）があるからに他ならないため、人格権としての肖像権に加えて肖像財産権（パブリシティ権）が成り立ちます。

なお、手・足・髪・後姿等のパーツについても肖像財産権（パブリシティ権）が否定される理由はありません。

以上の肖像権・肖像財産権（パブリシティ権）に加えて、実演家の出演内容に寄っては、著作権法上の実演家の権利が成立する場合がありますので、この点もご注意ください。  
※著作権法第4章第2節

## II. 権利の帰属

Iに記載した通り、実演家の肖像については肖像権・肖像財産権（パブリシティ権）が成り立ちます。モデルエージェンシーと専属契約している実演家の場合、独占的・排他的にモデルエージェンシーに帰属します。個人事業（フリー）の実演家の場合独占的・排他的に実演家本人に帰属します。肖像を使用する目的が何であっても必ず事前に帰属当事者の許諾を得なければなりません。許諾を得ずに使用した場合、許諾の範囲を越えて使用した場合は肖像財産権（パブリシティ権）の侵害となり契約上のペナルティが科されますのでご注意ください。

## III. 契約（契約当事者）について

- IIに帰属する各実演家の肖像使用に関しては、肖像を使用する主体となる使用者（広告主・広告会社・制作会社等著作権者）が契約当事者となり、実演家本人もしくはエージェンシーとの間で契約をしてください。
- モデルエージェンシーが確認していない契約書・覚書等をモデルエージェンシー専属契約実演家本人と直接取り交した場合、内容によってはその契約書・覚書等が無効となる場合があります。
- 肖像は帰属当事者から許諾を得た範囲でのみ使用することが出来ます。トラブルを回避する為にも、契約書や出演内容を網羅した発注（受注）確認書を作成し、許諾の範囲について書面で確認してください。
- 帰属当事者から得た許諾の範囲を越えて肖像を使用した場合、肖像を使用する主体となる広告主・広告会社・制作会社が、その責任を逃れることは出来ません。契約までもキャスティング会社に任せってしまうのではなく、広告主・広告会社・制作会社が契約当事者となり、許諾の範囲を直接確認した上で契約当事者として責任を持って肖像を使用してください。

## IV. 競合について

第三者への出演を制限することは実演家の活動に対する大きな制約となりますので、以下のルールに従い帰属者の許諾を得て下さい。

- 企業競合をかけ独占的に肖像を使用する場合は専属契約料、商品競合をかけ制限する場合は拘束料が別途発生します。
- 媒体の性質上、Webサイトでの肖像使用に競合をかけることはできません。
- 「競合無し」の案件については、競合の管理は致しません。出演歴の申告にはお応えできません。

# 出演と契約に関するガイドライン

## V. 期間の延長・媒体の追加などの契約外使用について

実演家の肖像の許諾の期間・範囲を越えて使用する場合は、必ず1ヶ月以上前に書面にて申請し許諾を得てください。

1. 1ヶ月以上前に申請がない場合は、当初の契約期間にて使用を終了するものと見なします。
2. 条件その他の理由により帰属当事者が許諾をしない場合があります。
3. 許諾をする際には特段の合意をしない限り追加の肖像使用量が発生します。
4. 追加使用（延長・再使用）料は原則として当該案件契約料の100%と致します。

### 追加使用料の考え方

実演家の広告出演料は出演媒体及び使用される期間と範囲に寄って算定されています。

追加使用においても、出演する媒体と期間が同じであれば同等の使用料金が発生致します。

広告出演料は実演家の肖像使用の対価であり出演実演家の労働性に対する対価ではありません。

※撮影料と出演料が別に計上されて契約された場合には撮影料を引いた金額が追加使用料となります。

## VI. 無断使用（契約外使用・許諾外使用）に対する賠償・違約金について

1. 許諾を得ないで、また許諾の範囲を超えて肖像を使用することは肖像権・肖像財産権（パブリシティ権）の侵害となります。この場合、判例上使用差し止め請求が認められている他、不法行為の規定に基づき損害賠償請求が認められています。悪質な事例では謝罪広告等の名誉回復措置の請求が求められることもありますので、※民法709条以下ご留意下さい。
2. 許諾を得ないで、また許諾の範囲を超えて肖像を使用した場合には違約金を請求させて頂く可能性がございます。金額は使用の程度、期間を勘案して決めますが、正規の使用料の2倍以上になるのが通例です。
3. 許諾を得ずに使用期間延長、媒体やURLの追加等、契約外使用をした場合は無断使用者にトラブルの全責任を負って頂きます。この責任は帰属当事者に対する違約金のほか、競合等の制限による新たな契約者の使用を妨げた場合の損害の責任も含まれます。

# 出演と契約に関するガイドライン

## 肖像使用に関する注意点

### 肖像の「買い取り」「無期限使用」には応じられません

使用期間の制限のない契約には応じられません。すべての媒体に適正な期限をもって契約してください。

### 身体の一部であっても肖像権・肖像財産権（パブリシティ権）が及びます

実演家の顔を切り取る、モザイクを施すなどした肖像であっても、無断で使用すれば、肖像権・肖像財産権（パブリシティ権）の侵害に当たります。また、人物の特定が困難になるような改変をすることは、人格権の侵害となりますので、改編を行う際は許諾を得て対価をお支払い下さい。（また改変に関しては、お断りする場合もございます）

### 肖像以外の氏名・音声・経歴の使用について

トラブルの原因とならぬよう、事前に帰属当事者の許諾を得てください。

### 実演家の肖像使用は、使用者（広告主・広告会社・制作会社等著作権者）が管理可能な範囲内としてください

特に、デジタルコンテンツは複製・転載・改変などの加工が容易なため、無断転載等のトラブルが後を絶ちません。第三者に寄る不正使用が発覚した場合は、使用者の責任に置いて削除要請等の対応を行って頂きます。

### 著作権と肖像権・肖像財産権（パブリシティ権）は別個独立の権利です

著作権者（広告主・広告会社・広告制作会社及び撮影者）であっても、肖像使用は事前に許諾を得た範囲内に限られ、無断で使用をすれば肖像権・肖像財産権（パブリシティ権）の侵害となりペナルティが科されます。

■著作権者といえ、実演家の肖像を含む広告成果物（コンテンツ）を無断で第三者に使用許諾を与えることや関連会社のサイトに無断で複製・転載することはできません。URLの第一階層が、許諾されていない第三者のアドレスの場合は無断使用と致します。

[一階層→http://に続く次のスラッシュまでのURL/]

■撮影者は、自身に著作権があったとしても「自分の作品」として実演家の肖像を自由に使用することはできません。テスト撮影に寄る写真や動画等の成果物（コンテンツ）を第三者に使用させたり、譲渡したりする場合、自身のWebサイトやSNSなどに使用する場合も帰属当事者の許諾が必要です。

### ミュージックビデオなどの出演契約について

ミュージックビデオはダウンロード配信により、半永久的に視聴可能となる媒体です。またコマーシャルの素材となることも多く、実演家の出演に際しては、契約当事者間で必ず下記確認してください。

#### 使用目的

プロモーションのみ使用の場合は出演契約になります。CMにも使用する場合はスポンサー企業を含めた広告試用契約となります。

※制作後に広告素材となることが決まった場合は追加契約が必要です。

#### プロモーションの内容・規模

TV番組・MusicTV・コンサート会場・店頭モニター・街頭モニター・映画館・アーティストのサイト・レコード会社のサイト・CD付録特典映像DVD他

#### WEB配信形式

ストリーミング配信・ダウンロード配信 ... 課金の場合は別途契約

トラブルを回避するため、プロモーション内容、WEB配信形式等詳細を事前にお知らせ下さい

# 出演と契約に関するガイドライン

## 肖像使用に関する注意点

### 雑誌の電子配信

- 雑誌のデジタル版 (= 電子配信) を販売する場合は事前に許諾をお取り下さい。
- 雑誌の販促を目的とする以外に雑誌コンテンツを使用する場合は別途許諾をお取り下さい。
- 雑誌の販促を目的とする以外、ライセンス契約誌にコンテンツを掲載する場合は別途許諾をお取り下さい。

### Web

肖像を許諾なくインターネット上にアップロードすることは「肖像権」の侵害となります。

- デジタルコンテンツは複製・転載・改変が容易なことから、利便性が高い反面、ひとたびWEBサイトとして配信されればコンテンツの拡散を防ぐことがこんなる危険性があります。サイトの著作権者はコンテンツに含まれる権利が侵されないよう特段の注意をお願いします。Webサイトでも肖像使用の最終的な責任者は著作権者にあるため、契約の際はより一層ご注意願います。
- 許諾されたURLと一致しないWebサイトで使用された場合、契約外使用として違約金が課せられます。使用URLの第一階層をすべてお知らせ下さい。また同一スポンサー名・商品名を冠した同一レイアウトのWebサイトであってもURLが異なる場合、他者の使用と判断致します。ショッピングモール等通販サイト、グローバルサイトのURLについてはご注意ください。  
[一階層 = http:// に続く次のスラッシュまでのURL/]
- Webサイトの管理・保護、サーバ内のデータ管理の最終責任は著作権者にあります。データの不正使用を防止する義務と不正使用が起きた場合の対応と処理、契約期間後もサイトにアクセス可能な状態(サーバ内データ削除を怠った起因のトラブル)も同様著作権者の責務・責任となります。
- Web広告に実演家の肖像を使用する場合は契約期間の終了と同時にすべてのWebサイトでの使用を終了してください。使用許諾を与えた関連企業のサイト、バナー広告、リターゲティング広告等のサイトで継続して肖像が使用されている場合、延長使用料をお支払い頂きます。
- アフィリエイト広告は肖像管理が及ばない危険性が高いため、肖像使用は原則お断りさせて頂きます。アフィリエイトターに対し、自社サイト内に使用されている実演家の肖像を無断使用しないよう警告を行ってください。万が一アフィリエイトターが肖像権・肖像財産権(パブリシティ権)を侵害した場合は使用者(広告主・広告会社・広告制作会社等著作権者)の責任において対処下さい。アフィリエイト広告に自社サイトの使用期間を経過した実演家の肖像が使用されている場合は使用料をお支払い頂きます。
- 肖像を含むCM作品・雑誌のバックナンバー・制作物等コンテンツをアーカイブ(記録目的)として当初の使用期間を越えて掲載する場合は、別途、許諾をお取り下さい。尚アーカイブの存在により、実演家の将来の出演に支障をきたす場合はアーカイブでの使用をお断りさせて頂く場合もございます。

# 出演と契約に関するガイドライン

## 出演料・肖像権使用料について

※契約された出演料・使用料を100%としています

### 出演料・使用料

出演料・使用料は肖像の使用許諾の範囲（媒体・期間・地域・競合の有無）そのほかの条件・実働条件によって決定します

### 媒体・期間

- A. 新聞広告・チラシ 1回100%
- B. 雑誌 1発刊100% ※表紙・編集ページ・タイアップ広告・雑誌広告・Webサイトに分けられます。編集タイアップ広告は、広告とみなします。表紙を他の広告媒体に使用する場合は別途料金が発生します。
- C. CF・Web・VP・電飾・POP・カタログ・パンフレット・ポスターなどの媒体
  - ※撮影日から使用開始日まで期間がある場合別途料金が発生します。
  - ◇1クール（使用開始から3ヶ月）...100%
  - ◇2クール（使用開始から6ヶ月）...200%
  - ◇3クール（使用開始から9ヶ月）...300%
  - ◇4クール（使用開始から12ヶ月）...400%
- D. 書籍（ムック本等）・外装パッケージ・スマートフォンのアプリ（応用ソフト）等、制作数やダウンロード数を条件とする媒体は、別途協議。

### 競合の有無

出演料・使用料前述IVを参照ください

### その他の条件

- A. 下着・ヌード・その他特殊な出演の場合は事前に正確な内容をお知らせください。
- B. パーツ（手・足・髪等）も肖像です。当ガイドラインが適用されます。
- C. オーディション料・カメラテスト料・採寸・仮縫い・衣装合わせフィッティングモデルの場合は拘束時間に応じ料金が発生します。

### 実働の条件

- A. 1日の拘束時間 原則8時間以内（8：00から21：00）、18歳未満は22：00以降使用禁止（一部例外有り）15歳未満20：00以降使用禁止（一部例外有り）
- B. 早朝・深夜 6：00以前・21：00以降は割増料金を申し受ける可能性がございます。
- C. 移動のため前日から拘束される場合は時間に応じて割増料金を申し受ける可能性がございます。
- D. 超過料金 別途
- E. 予備日 天気予備日50%、自宅待機中止50%、現地集合後の中止100%

### キャンセル料

出演者のスケジュールが確定した時点から同日の出演や競合他社への出演をお断りする等調整があるため、キャンセルされた場合前日・当日 100%（ただし土日祝祭日・営業時間外を除く）

それ以前 50%から100%（契約内容によります）

## 出演と契約に関するガイドライン

### 出演料・肖像権使用料について

※契約された出演料・使用料を100%としています

#### 違約金

契約外使用料と違約金の支払いは、通常の支払いサイトとは区別されるため、請求書到着日に即日お支払いください。

#### 手数料

- A. モデルエージェンシーの業務管理費またはサービス料として所定の手数料を申し受けることができます。
- B. 職業紹介に寄る斡旋の場合、法定手数料を申し受けることができます。

#### 消費税・源泉税

出演料・使用料・手数料等を含む総額に対し、法定の消費税率による消費税を申し受けます。

肖像権帰属者がフリーランスの場合、源泉徴収の納付および毎年12月までの源泉徴収票のご発行をお願いすることがございます。

#### 支払いについて

- A. 出演料・使用料は基本的に出演決定前にご呈示・ご決定ください。
- B. 支払いについては広告主に責任を負って頂きます。
- C. 初回は当日現金にてお支払い、または前日までに所定の銀行口座へお振り込みください。以降のご依頼は案件により変動。

# 出演と契約に関するガイドライン

## 競合について

※商品カテゴリー・競合期間について、担当者独自の制約によるトラブル例があるため、再度ご確認ください。  
適切な拘束料もなく「競合あり」の発注をされることはモデルエージェンシーや実演家にとって死活問題となります。  
競合をかける場合は、競合料（専属契約料・拘束料）を別途お支払いください。

### 競合とは

同業他社または同一カテゴリー製品の広告媒体への出演を制限することです。出演制限に対し拘束料が発生します。

- 同業他社の広告全てに出演できない場合、専属契約となります。
- 他社製品の広告に出演できない場合は、拘束料 / アイテム数が発生します。

※他社製品とは同一商品群を意味します。

※漠然とした分類は避けてください（通信機器、トイレタリー、食品など）

※特段の発注と拘束料がない限り、写り込むもの全てが競合の対象にはなりません。（自動車に競合を掛けた場合、タイヤ、カーナビ等のパーツや装備品等は競合の対象にならない、など。）

### 競合の期間

- 出演媒体の試用期間と同じ。媒体の使用前、放映前、ならびに終了した出演先に競合は掛けられません。
- 過去の出演歴をさかのぼって申告することは契約上合理性に欠け、露出前の出演先のお問合せに関しましても、機密保持義務に反する場合も御座いますので、お応えできません。
- 使用期間が意にも競合を掛ける場合は、別途拘束料の保障をお願い致します。

### 競合なしの場合

モデルエージェンシーが帰属者の場合、モデルエージェンシーは競合管理を致しません。

実演家本人が帰属者の場合も同様です。

# 出演と契約に関するガイドライン

## その他 注意点とお願い

### 個人情報保護について

1. エージェンシーに所属している実演家に大志、個人情報保護法に関する書類等に捺印を求める場合が見られますが、責任の所在が不明瞭にならないよう、事前にエージェンシーに連絡し許可を得てください。
  2. 実演家の個人情報は、個人情報保護法に従って取り扱い、出演に関与しない第三者への漏洩や出演以外の目的に使用されることのないよう管理をお願い致します。
- 他社製品の広告に出演できない場合は、拘束料 / アイテム数が発生します。

### 機密保持について

モデルエージェンシーまたはフリーの実演家当人は、発注の内容及び出演の過程で知り得た情報について機密保持の義務を負います。機密保持に関する書類への捺印等が必要な場合は、帰属当事者に事前にご確認ください。

### 保険に関して

実演家出演に関連した事故・危険回避義務は実演家を使用する側にあります。保険に加入する等し、補償に備えてください。キャスティングとして関わる企業及び個人は、モデルに事故や損害が生じないよう配慮すると共に、万が一事故や障害が生じた場合には責任を持って対応してください。

### 不可抗力

天災・事故・病気（要診断書）等により契約を履行できなかった場合は、当事者が協議し解決するものとします。

### 私的使用の範囲

一般公開のイベント・撮影会などでの実演家の撮影は、撮影した写真や映像を個人的に楽しむ目的で使用すること（私的使用）を前提に許諾されているものです。したがって、そのような機会に撮影した肖像を、帰属当事者の許諾なく、自身のHPやSNS(ブログ・ツイッター・FaceBook・LINEなど)に使用する行為、Webサイトに公開する行為は、肖像権・肖像財産権（パブリシティ権）の侵害となります。不特定多数の入場者が撮影可能となるイベント等の主催者は、入場者・参加者が「私的使用の範囲」を越えて肖像を使用することのないよう注意喚起する等の配慮をお願い致します



# 年少者・自動の出演に関するガイドライン

## 安全管理

- 乳幼児・児童（特に12歳未満）は、原則オーディション・現場に保護者が付き添います。出演者本人、付き添う者も含め、現場での安全管理にご配慮ください。
- 現場の状況に応じて、付き添う者も傷害保険等の補償対象としてください。
- 出演終了後、深夜に未成年者が独りにならないよう配慮してください。
- オーディションは子供達の就寝時間や就学の時間を考慮してください。

## 乳幼児

- 生後1年に満たない乳児の場合は、移動・待機・撮影や収録等の本番に要する時間が、乳児の身体の負担にならないようにし、また、帯同する母親の体調等にも配慮をお願い致します。
- 乳幼児は、日常生活パターンを考慮した香盤スケジュールにし、必要に応じて、お昼寝や休憩ができる控え室の準備をお願い致します。

## 児童

- 義務教育の過程にある児童は、就学を優先をお願い致します。
- 長期公演の場合は、所属事務所や保護者と相談の上、必要な届け出を行ってください。
- 特別な事情により早朝に撮影等をする場合は、就学に支障をきたすことのない曜日に行ってください。
- わいせつなイメージを喚起する撮影設定の映像・画像への出演は基本にお断り致しております。映画、ドラマの演技シーンについては、制作会社、出演所属事務所ないし保護者双方が慎重に協議の上決定してください。
- 児童の健全育成のため、公序良俗に反する表現（暴力・性描写・いじめ・差別・飲酒・喫煙など）がある出演はお断りする場合がございます。映画やドラマの演出上、必要な場合は、児童の心の負担にならないよう特段の配慮をお願い致します。

## 拘束時間について

- ロケ地への移動、待機・休憩・本番を総合し、拘束時間に配慮してください。
- 撮影や収録現場に置ける拘束時間は、年齢と個々の耐久力（心身ともに）を考慮し、下記の時間を参考にスケジュール作成をお願い致します。
- 児童にあっては、就学時間を優先してください。

乳児（1歳未満）	…2時間以内
幼児（6歳未満）	…3時間以内
児童（小学生低学年）	…4時間以内
児童（小学生高学年－中学生）	…6時間以内

## 個人情報の保護

緊急時用に取得した個人情報は濫用されないよう確実に管理をお願い致します。

## 出演時間

テレビ番組や演劇等ライブ上演では労働基準法に則り、年少者・児童の出演を制限しています。広告制作等に於いても同様です。

年少者 22:00 - 翌5:00 就労禁止  
児童 20:00 - 翌5:00 就労禁止

労働基準法が規定する年少者の年齢は満18歳未満の者、児童は満15歳に達した日以降の最初の3月31日までの者を指します。